

安振会ご加入に向けて

(令和7年度版)

一人はみんなのために

みんなは一人のために



一般財団法人 横浜市安全教育振興会

〒231-0014

事務局 横浜市中区常盤町3丁目25番地 サンビル7階

電話 (045) 662-7835

FAX (045) 662-9831

メールアドレス info@anshinkai.or.jp

ホームページ <https://anshinkai.or.jp>



本事業は、神奈川県教育委員会より認可を受けています。

「一般財団法人 横浜市安全教育振興会(安振会)」の概要

1. 目的

この法人は、横浜市内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の幼児児童生徒および青少年等の健康の保持増進に関する事業、ならびに幼児児童生徒および青少年等の健全な育成と福祉の増進に資する事業を行うことを目的とする。※幼児とは、特別支援学校に在籍する幼児

2. 事業内容

(1) 幼児児童生徒等の事故に対する共済事業（最終ページ記載の「見舞金等給付規程」参照）

給付対象事故については次の三原則に該当するものに限定します。

偶然性：予知しない、また出来ないこと

急激性：原因と結果発生の際に時間的間隔がほとんどないこと

外因性：外部作用がその原因であること

※疾病、交通事故による入・通院は該当しません。

(2) 安全教育推進に関する普及啓発事業

- ① 救急救命法教室・防災安全教室等の開催
- ② 講演会・研修会の開催
- ③ ポスター展の開催
- ④ 「安全教育」(会報)の発行、毎年2月末に全世帯に配付
- ⑤ 「安振会ご加入に向けて」(本誌)の発行

(3) 幼児児童生徒に対する修学奨励金の給付事業

各学校からの推薦により、幼児児童生徒に給付

(4) PTAおよびその他青少年の健全な育成を目指す団体自らの事業活動に対する助成事業

- ① 安全教育推進に関する普及啓発を目指した事業
- ② 幼児児童生徒および青少年等の健康の保持増進を目指した事業
- ③ 幼児児童生徒および青少年等の健全な育成と福祉の増進を目指した事業

(5) その他目的を達成するために必要な事業

※賠償責任補償制度は令和6年度(令和7年3月31日まで)をもって事業を一時停止

3. 事業年度

毎年4月1日～翌年3月31日

4. 賛助会員および会員

(1) 賛助会員は、学校長またはPTA会長(共済規程第2条第2項)

(2) 会員は、賛助会員校に在籍する幼児児童生徒の保護者(共済規程第2条第1項)

※会員(保護者)の加入については任意です。加入されない場合は学校までお申し出ください。

5. 加入までの流れ

(1) 毎事業年度開始前(3月中旬)、学校長またはPTA会長が、所要事項を記入した所定の申込書にて賛助会員に申し込みます。

(2) 毎事業年度開始後、6月末までに、安振会に加入した世帯数の賛助会費(一世帯年額500円)を賛助会員校ごと一括して安振会指定の金融機関口座に納入します。

(3) 賛助会費納入後、賛助会員校が安振会に加入した幼児児童生徒の名簿を提出し、加入手続きは終了です。

(4) 加入手続き終了後、賛助会員校へ転出の場合、継続(賛助会費納入済み)となります。

非加入で転出されて転出先で加入する場合、新規加入となり賛助会費(500円)を納入します。

転出先が賛助会員校でない場合、継続・加入はできません。(賛助会費の返金については共済規程によります)

6. 見舞金等給付について

(1) 見舞金等受給資格者(共済規程第3条第1項)

- ① 賛助会員校で加入している保護者(全員)
- ② その保護者(会員)の幼児児童生徒
- ③ 会員を除く、賛助会員校に登録された学校支援ボランティア等の学校協力者(共済規程第3条第2項第3号)

- (2) 見舞金等給付対象事故
- ① 幼児児童生徒の学校管理下外の事故および中学校・義務教育学校(中学部・後期課程)・高等学校・特別支援学校(幼稚部・小学部を除く)における部活動中の事故
 - ② 保護者(会員)のPTA活動中および学校主催の事業中(往復途次を含む)の事故
 - ③ 学校協力者のボランティア活動中(往復途次を含む)の事故
- (3) 給付の免責(見舞金等給付規程第4条)
- ①日本スポーツ振興センターの対象事故
ただし中学校・義務教育学校(中学部・後期課程)・高等学校・特別支援学校(幼稚部・小学部を除く)における部活動中の事故を除く
 - ②同居する親族等がおこした故意または予知できる事故
 - ③保護者責任がある場合
 - ④故意または重大な過失による事故
 - ⑤道路交通法違反による事故や自損事故
 - ⑥戦争、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑦核燃料物質もしくは放射能汚染による事故
 - ⑧地震・風水害等、天災の場合
 - ⑨事故発生日から7日以内に受診しなかった場合
 - ⑩給付事由が発生した日から3年以上経過した場合
 - ⑪入・通院期間が180日を超えた場合の超過した期間
 - ⑫同一の給付事由に係る見舞金等の重複給付
 - ⑬第三者の行為による事故で第三者から賠償がなされた場合(第三者には行為当事者だけでなく管理責任を負う団体組織を含む)
※学習塾、スポーツクラブ等
 - ⑭使い過ぎで起こる慢性の障害
(いわゆるスポーツ障害に該当するもの)
- (4) 見舞金等給付申請手続き
- ① 見舞金等給付申請の流れ
 - ・見舞金等給付の申請は所定の用紙を使用します。(次項②を参照)
 - ・申請書に記入後、賛助会員(学校長またはPTA会長)の証明印が必要です。
 - ・見舞金等給付の申請は、学校経由で行います。
 - ・給付金は、安振会へ登録された金融機関口座に振り込まれます。
 - ② 見舞金等請求申請書類
 - ・見舞金等請求申請書 第2号様式—1
※学校協力者(特別負傷見舞金申請)の場合は第9号様式—1
 - ・入・通院証明書 第2号様式—2(歯科医以外)または 第2号様式—3(歯科医用)
※入・通院証明書代は、2,000円(消費税別途給付)を上限に安振会で負担します。
※医師法で定められた医師以外(柔道整復師等)での受診の給付金額は規定の半額になります。
※カイロプラクティック・整体等で施術の場合は給付対象とはなりません。
※医師法で定められた医師の指示による按摩マッサージ鍼灸師での施術の給付金額は規定の半額になります。
※申請に関する個人情報は、給付事務以外には使用しません。

7. 安振会の役員

- (1) 理事 12名以上17名以内(うち理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、常務理事1名)
- (2) 監事 3名以上
- (3) 評議員 5名以上8名以内

8. 審査委員会

見舞金等給付決定に必要な事項を審査するため開催します。構成は理事長および理事会で選出した医師を含む学識経験者12名です。場合によって審査委員会は必要と認める書類の提出を申請者に求めることがあります。

〈注〉

1. 学校主催の事業

学校が編成した教育課程に基づく教育活動

2. 学校管理下外(共済規程第3条第4項)

- ① 学校の教育活動の行われていない日
- ② 学校の教育活動が行われている日で、学校から下校して家に入り、翌日学校に登校するために家を出るまで
- ③ 放課後児童育成事業・障害児通所支援事業に係る施設の活動中

3. 保護者

幼児児童生徒のいわゆる保護者。また、父母の都合等により祖父母等が代理としてその任にあたっている場合で、学校長が承認した者も含まれます。

4. PTA活動

「PTA管理下の事業活動(往復途次を含む)」を指し、その活動がPTA会長の了解のもとに行われたものをいう。また、教育委員会・関係諸機関から「PTAを代表しての参加」を要請された活動も認められます。

(一財) 横浜市安全教育振興会見舞金等給付規程 (別表)

給付対象事故	幼児・児童・生徒		会 員		学校協力者							
	給付事由	請求書類	給付事由	請求書類	給付事由	請求書類						
負傷見舞金	入院 1日以上180日以内 (備考2の※参照) 1日につき 1,200円 通院 3回以上180日以内 (備考2の※参照) 1日につき 1,000円 ギブス等 (備考5参照)	第2号様式—1 1通 第2号様式—2または3 1通	入院 1日以上180日以内 (備考2の※参照) 1日につき 1,800円 通院 1回以上180日以内 1日につき 1,400円 ギブス等 (備考5参照)	第2号様式—1 1通 第2号様式—2または3 1通	会員を除く、学校協 力者がボランティア 活動中の事故により 入・通院した場合 一律1万円	第9号様式—1 1通 第2号様式—2または3 1通						
	中学校・義務教育学校(中学部・後期課程)・高等学校・特別支援学校(幼稚部・小学部を除く)における部活動中の事故 日本スポーツ振興センターからの児童生徒別給付一覧の写し 最大7ヶ月分	第2号様式—6 1通	※会員の申請には、学校・PTAが主催・共催する事業の開催が証明できるものが必要です。		※学校協力者の申請には、講師依頼文や学校登録者名簿の写しが必要です。							
学校管理下外の交通事故 一律3千円	第2号様式—4 1通 交通事故証明書等 1通	学校・PTAが主催・共催する 行事に関わる交通事故 (往復途次を含む) 一律3千円	第2号様式—4 1通 交通事故証明書等 1通	ボランティア活動に 関わる交通事故 (往復途次を含む) 一律3千円	第9号様式—2 1通 交通事故証明書等 1通							
後遺障害見舞金	1級 50万円 8級 17万円 2級 45万円 9級 13万円 3級 40万円 10級 10万円 4級 35万円 11級 8万円 5級 30万円 12級 5万円 6級 26万円 13級 3万円 7級 21万円 14級 2万円	第2号様式—1 1通 第2号様式—2または3 1通	1級 400万円 8級 135万円 2級 360万円 9級 105万円 3級 320万円 10級 80万円 4級 280万円 11級 60万円 5級 240万円 12級 40万円 6級 205万円 13級 25万円 7級 170万円 14級 15万円	第2号様式—1 1通 第2号様式—2または3 1通 事故関係書類 1通 ※学校・PTAが主催・共催する事業の開催が証明できるものを添付								
死亡弔慰金	①学校管理下外の事故 50万円 ②交通事故 20万円 ③登下校中の事故 10万円 (交通事故死を含む) ①～③は事故発生日から180日以内に死亡した場合に限ります。	第2号様式—5 1通 市教委報告書写 1通	①学校・PTAが主催する事業中の事故 400万円 ②PTA活動、学校行事への往復途次の交通事故 20万円 ③PTA活動中の疾病による事故 10万円 ①②は事故発生日から180日以内に、③は24時間内に、死亡した場合に限ります。	第2号様式—5 1通 事故関係書類 1通 ※学校・PTAが主催・共催する事業の開催が証明できるものを添付			会員を除く、学校協 力者がボランティア活 動中に死亡した場合 一律10万円	第9号様式—3 1通 事故関係書類 1通 ※講師依頼文や学校登録者名簿等の写しを添付				
供花料	疾病による死亡など上記死亡弔慰金の給付事由に該当しない場合 一律3万円	第8号様式 1通	疾病による死亡など上記死亡弔慰金の給付事由に該当しない場合 一律3万円	第8号様式 1通								
備考	<p>1 給付対象</p> <p>(1) 学校管理下外の幼児児童生徒の事故</p> <p>(2) 学校・PTAが主催・共催する事業中の事故(保護者の熱中症を含む)</p> <p>(3) 学校管理下外の交通事故(ただし車同士の事故、自転車の二人乗り等道路交通法違反の事故の場合は除く)</p> <p>(4) 学校に登録された学校協力者のボランティア活動中の事故</p> <p>(5) 中学校・義務教育学校(中学部・後期課程)・高等学校・特別支援学校(幼稚部・小学部を除く)における部活動中の事故</p> <p>2 同じ日に複数の診療科や医療機関を受診しても入・通院の実日数は1日となります。 ※事故発生日から180日までに入・通院した日数が対象となります(見舞金等給付規程第7条第5項)。</p> <p>3 複数の診療科や医療機関を受診した場合、診療科や医療機関ごとの入・通院証明書代は2,000円(消費税別途給付)を上限に安振会で負担します。</p> <p>4 骨折の申請は、外科あるいは整形外科でX線撮影し骨折が確認されていないと給付できません。</p> <p>5 骨折だけでなく、医師の判断に基づいてギブス等(外固定装具)を使用した場合には、次の一律の見舞金を給付します。 (ただし、包帯・三角巾・絆創膏・テーピング・サポーターを除く)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>一肢(上肢・下肢) 体幹 鎖骨</td> <td>5,000円</td> <td>半肢</td> <td>3,000円</td> <td>手指・足指</td> <td>2,000円</td> </tr> </table> <p>6 学校管理下外の交通事故による見舞金の申請には、次の要件を満たしていることが必要です。 〈幼児・児童・生徒の場合は入院または通院3回以上 会員および学校協力者の場合は入院または通院1回以上〉</p> <p>7 後遺障害等級の級・号の判断は日本スポーツ振興センター障害等級表に準拠します。場合によっては、安振会が指定する医療機関の受診を求め、その判断によることもあります。</p> <p>8 疾病等による死亡の場合、第8号様式「供花料申請書」で申請すると一律3万円の供花料を給付します。</p> <p>9 保護者供花料は、会員が賛助会費を納入した賛助会員様ごとに申請することができます。</p>				一肢(上肢・下肢) 体幹 鎖骨	5,000円	半肢	3,000円	手指・足指	2,000円	<p>※事故発生日より3年以上経過した場合は対象外となります。</p>	
一肢(上肢・下肢) 体幹 鎖骨	5,000円	半肢	3,000円	手指・足指	2,000円							